



三井住友銀行がジャパン・シニアリビング投資法人<3460>株式の大量保有報告書を提出



ジャパン・シニアリビング投資法人<3460>について、三井住友銀行が2月22日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「借株（現金担保付株式貸借取引）による保有」によるもの。

報告書によると、三井住友銀行のジャパン・シニアリビング投資法人株式保有比率は、5.48%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年2月15日。